

著作権教育でわかる、この社会のかたち

【10回シリーズ】インターネットを活用し、いつでも、どこでも、誰でもできる著作権教育

北海道紋別北高等学校 教諭 会津拓也

1. はじめに

「著作権は、難しい。」そんな声を聞く時、それは簡単に正解を出せないイメージがあるからではないかと考える。著作権教育は、「私的利用はどこまでが範囲なのか。」「これは無断で使用してよいのか。」そんな犯人探しのような活動ばかり目立つ傾向がある。そのような中で教育現場では、答えが出しにくいものを避けてしまう傾向があるのかもしれない。しかし、こうした答えを出しにくい課題こそ、生徒たちが話し合い、解決していくための最高の教材になるのではないかと考える。

また、生徒たちが、著作権に対して興味、関心をもって欲しいという先生の願いが強ければ強いほど、実践的な取り組みには、費用がかかり、多くの人々の協力や教材が必要となってしまう傾向がある。そこで、今年度の本校の教科「情報」では、「10回でできる著作権教育」をテーマに、費用をかけずにインターネットの環境さえあれば、特別な教材がなくても簡単に効果的な教育活動を行えないものか、研究を重ねた。

高等学校の必修科目である教科「情報」の標準単位数は2単位、週2時間の授業だと約1カ月ある。この限られた授業時間で、できる限り費用をかけずに効果的な授業を行った。

さらにこれらの取り組みは、すべて本校のWebサイトに公開している。そのねらいは、インターネットで公開することで、多くの目に触れ、先生方が参考にさせていただきながら、さらに改善がなされ、「10回シリーズ」がよりよいものに成長していければと、願うからである。

ぜひ、今回の報告が多くの目に触れ、授業改善が図れれば本望である。

2 実践内容

「知る」

1時間目：著作権についての基礎知識を学ぶ

2時間目：著作物を多くの人に楽しんでもらうために

「考える」

3時間目：創る立場から伝えたいことがある

4時間目：使う立場から伝えたいことがある

「調査・共有する」

5時間目：著作権が消滅する映画作品のリストアップ

6時間目：著作権クイズのデータベース化

「解決する」

7時間目：私の創った著作物を守る方法

8時間目：著作物の使用許諾を得る

「発信する」

9時間目：著作権に関するニュースレポート

10時間目：まとめ「著作権から学んだこの社会のかたち」

1時間目：著作権とは＝「知る」

著作権についての基礎知識を学ぶ



(資料1) プレゼンテーションソフトによる解説資料

<使用教材>

「音楽ビジネス・自遊自在」鹿毛丈司 著

エピソード「ムリムリ童話 星のダイヤモンド」より
生徒のための著作権教室 作花文雄著

(社)著作権情報センターより(無償配布資料)

プレゼンテーションソフトで作成した資料を活用し、知識の習得を目指した。(資料1参照)導入部において、音楽ビジネス・自遊自在(鹿毛丈司著)の冒頭にある「ムリムリ童話 星のダイヤモンド」という物語を芝居風に読み聞かせた。この物語は、ある青年が思わぬところから自分の音楽作品がヒットし、著作権料を得るストーリーである。この話を冒頭ですることによって、生徒たちに著作権に対する興味を持たせることに成功した。(資料2参照)



(資料2) ムリムリ童話 星のダイヤモンド

また本校では、昨年度よりキャラクタービジネスを意識した取り組みの一環で、実際に著作物の創造、活用、管理を行っている。

内容は、紋別市の新しいご当地グルメ「オホーツク紋別ホワイトカレー」を紹介する、紋別市公認のWebサイトである。

本校商業科生徒が運営するWebサイト
「オホーツク紋別ホワイトカレー村」
<http://www.monbetsukita.hokkaido-c.ed.jp/wh/wh.html/>

このWebサイトでは、地元オホーツク紋別にゆかりのある動物たちが、ご当地グルメである「オホーツク紋別ホワイトカレー」を紹介しており、14種類のキャラクターたちが登場する。このキャラクターはWebサイトだけでなく、紋別市の観光パンフレットや全国系列のテレビ番組にも出演するなど、様々な場面で利用されるようになった。この著作物の管理、運用のしくみをキャラクターが利用される際に相手企業と交わした利用許諾申請書などを用いて解説し、身近なところで著作物が地域の財産になっていることを紹介した。(資料3参照)



(資料3) キャラクターの使用許諾について

この1時間目の取り組みでは、著作権法の概略的な内容で、法律の名称が理解できるように工夫した。これから取り組む課題解決に向けて、まずはルール説明の意味合いが強かった。

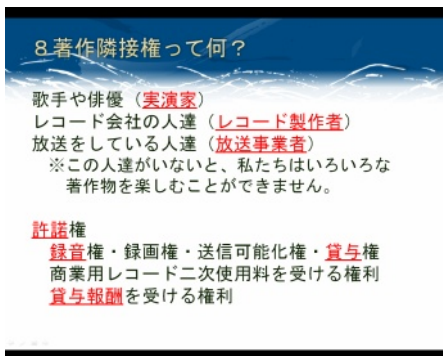
特に著作者人格権の同一性保持権は、国内外問わず、多くの人々が著作権侵害であると意識せずに犯してしまう場合が多いので、マンガ作品に黒い目線を入れ、吹き出しのセリフを変えるなど、具体的な事例をあげながら説明した。

2時間目：著作隣接権者とは＝「知る」

著作物を多くの人に楽しんでもらうために

<使用教材>

webサイト「コピーライトワールド」
生徒のための著作権教室 作花文雄著
(社)著作権情報センターより(無償配布資料)



(資料4 著作隣接権者について解説資料)

2時間目は、著作隣接権者について解説した。教材は前回のプレゼンテーションソフトで作成した資料を活用し、知識の習得を目指した。授業の最後に、社団法人著作権情報センターが運営する。コピーライトワールドを紹介し、

その中のクイズをスクリーンに映し、生徒たちと対話しながら、解答していった。1つ1つのクイズに対して、楽しく意見を言い合いながら答えを導き出すことができ、著作権に対するの苦手意識がなくなるよう工夫できた。

無償で利用できる教材について

著作権の授業を実践するにあたり、無料で利用できる教材が数多くあり、資料の内容も大変分かりやすく工夫されている。生徒が興味をもつような教材すべてを、1人の教員で準備することに比べたら、こちらの資料を活用することで、教員の負担を減らすばかりか、充実した授業を行うことができるのではないかと考える。

3時間目：創る立場から伝えたいことがある＝「考える」
映像資料から考える著作権を守る意味について

<使用教材>

DVD「著作権を知っていますか？著作物の私的使用」
私的録画補償金管理協会企画・製作

(社)著作権情報センターのWebサイトから著作権にかかわるDVD作品を無償で貸し出しを行っていることを知り、手続きを済ませ、活用した。

内容的には中学生を対象としている分、非常に分かりやすく、モラルに訴えかける部分が多かったような印象を受けた。このDVDの中で、以下のような台詞があった。

「補償金制度や機械の中にコピー防止機能を入れないと、著作権が守られないなんて、悲しいよね。」

この言葉について、授業で補足を行い、どうしてこのような言葉を伝えたかったのか、製作者の意図について話し合いを行った。そして、著作権制度の脆弱な部分があることを学ぶことができた。

つまり、著作権の弱点とは、いつ、どこで、誰が、どのように、著作権を侵害しているのか把握しにくいところがある。その弱点を補うためには、学校教育が担うところが大きいことを学ぶことができた。

高等学校における著作権教育は、単純な「使ってはいけない」というモラル教育だけでなく、その背景にあるメッセージを読み解く力を養い、社会のかたちについて実感する経験が必要であると考えられる。

4時間目：使う立場から伝えたいことがある＝「考える」
著作権に関係したニュースから学ぶ、社会の財産とは

<使用教材>

ニュース映像
著作権を悪用したアーティストの詐欺事件のニュース映像を生徒全員で見て、意見を出し合った。

<生徒の意見・感想(一部抜粋)>

・ファンの人にとっては、新曲も出なくなるだろうから悲しいことだと思うし、曲を楽しみにしているファンの方がたくさんいるということを考えてほしかったと思う。

・今、歌手の人たちが「著作権を守ろう」という運動をしているのにこのような、著作権を利用した、詐欺事件が起こるのはとても残念です。

・私はこのニュースで、普段何気なく聞いている音楽に、こんなにもいろいろな権利があることを知りました。利益はすべて曲や詩を作った人に直接渡されるものだと思っていました。ですが音楽出版社と契約しなければ、とても面倒なことになりました。

・そもそも自分が今まで作り上げてきたものを売ってしまうのはあり得ないと思った。

生徒の感想をまとめながら、私自身が感じ、学んだことを以下のような文章にまとめ、伝えた。

<授業で伝えたこと(板書内容)>

「ヒット曲は誰のもの？」

アーティストが生み出した素晴らしい作品を楽しむのは、大切な小遣いを支払い、CDを購入するあなたです。

「自分が創造した作品は、公表した時点で、著作物となると同時に、この社会の財産となっているという自覚をもつべきである。」

そして、この授業の最後に、以下の言葉を紹介した。

「アイデアは自分だけが理解できないのでは、アイデアとは呼べません。それは『妄想』と呼びます。アイデアは他人に、あるいは社会に受け入れられてはじめてアイデアとなる。

最初にそのアイデアを思いつくのはたったひとりでも、実現するためには大勢の人の知恵と助けが必要だからです。」

「CMプランナー入門」中山幸雄さんの言葉より

この1時間の授業から、今まで私が実践してきた著作権教育にはなかった視点を学ぶことができた。それは、つまりこういうことである。

「自分が創造した作品は、公表した時点で、著作物となると同時に、この社会の財産となる。」

これは生徒にとって、社会との関わりについて手ごたえを感じた1時間であったと考える。このように、社会の私たちについて理解できるような体験は、高等学校ではぜひ、これからも学ばせたいと考える。

5時間目：課題解決学習 = 「調査・共有する」
著作権が消滅する映画作品のリストアップ

ここでは、今年から5年以内に著作権が消滅する可能性がある映画作品のデータベースを作成した。

このようなデータベース化については、この後に行ったサービスの創造について学ぶ起業家教育として活用できた。

6時間目：課題解決学習 = 「調査・共有する」
著作権クイズのデータベース化

<使用教材>

インターネット及び配布資料(課題集)

著作権について理解を深めるために、1人3問ずつ著作権のクイズを作成した。生徒は、問題と解答、そして簡単な解説をワープロソフトで入力し、それらを集約してwebサイト上に公開した。(資料5参照)

webサイト上にデータベースとして公開することで、いつでもどこでも誰でも著作権クイズに取り組むことができること。さらに多くの目に触れることで、間違いや解釈の違いを指摘しやすい環境となり、今後、問題の追加や修正を行うことが容易にできる利点がある。(資料6参照)

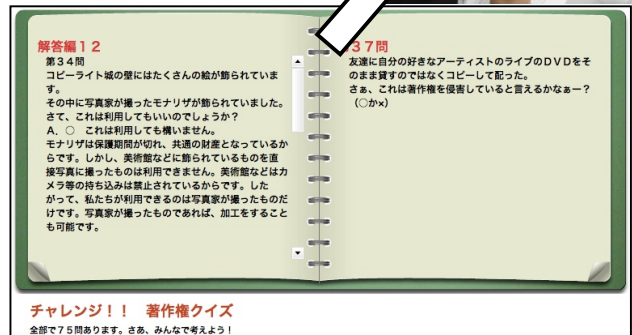
問題は全部で75問完成し、生徒たちが実際にパソコン画面を見ながら、解答用紙に答えを記入していった。平均点はおおむね45点程度であった。

(資料6) パソコン画面を見ながら解答

webサイト上に公開することにより、いつでもどこでも取り組むことのできる教材となる。



(資料6) 著作権クイズ(web)



7時間目：課題解決学習 = 「解決する」

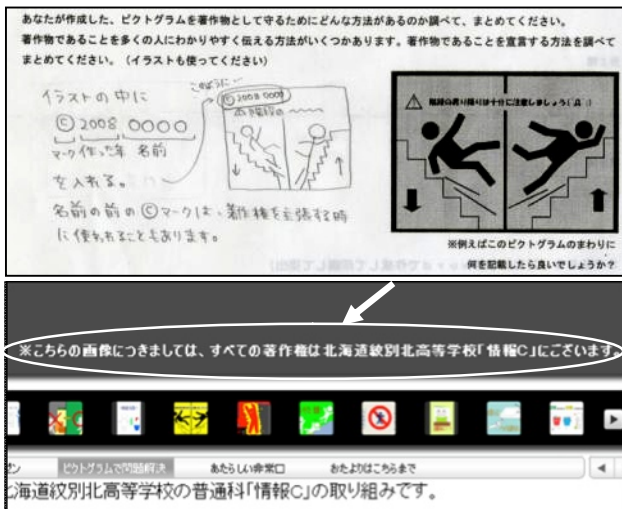
私の創った著作物を守る方法

～イラスト作品をweb上に公開するために～
JASRACについて調査レポートをまとめる

本校の「情報C」では情報デザインという分野で、学校内の掲示物にふさわしいピクトグラムとは何か、作品を作成している。そこで作られたピクトグラムは、まさしく生徒の著作物である。

今回は、このピクトグラムを著作物として宣言する方法を調査し、宣言をweb上で行った。(資料7参照)

さらに、生徒たちが身近に感じる著作権の一つに音楽がある。この音楽がどのように著作権の管理がなされているのか調査研究し、レポートにまとめた。



(資料7) 生徒による著作物であることの宣言と、webサイト上に表示

8時間目：課題解決学習 = 「解決する」
 著作物の使用許諾を得る
 ~スライド作品を公開するために~

本校「情報C」の授業の一環として、図書室、自習室など、教室をより便利に利用するための改善案を提案し、実際に改善を行う取り組みがある。この取り組みのまとめとして改善結果についてスライドショーの形にして、webサイト上に公開することにした。

そこで使われるBGMにテレビ番組でおなじみの松谷卓さん作曲の「TAKUMI / 巧」を使いたいという要望が出てきた。

まず、生徒たちにこの曲の著作権について調査し、どのような使用方法が考えられるのか検討した。そして、CDの音源そのものは、JASRACが管理し、作曲者については管理外になっていることを知った。そこで解決方法についてアイデアを出し合い、考えた解決案は、以下の3点である。

- (1) 楽譜を購入する
- (2) 演奏は生徒が行う
- (3) 作曲者である松谷卓さんから許諾を得る

許諾依頼

まず、メールで松谷卓さんのwebサイト上にあった連絡先に、今回の取り組みについて説明と許諾の依頼を行った。(以下、メール内容一部抜粋)

松谷 卓様
 突然のメールで失礼いたします。
 私は、北海道紋別北高等学校教諭会津拓也と申します。
 本校では「情報」という授業を行っております。その中で、生徒たちが学校の教室について「もっとこうしたら便利になる。」といった改善案を提案し、実際にリニューアルする取り組みを行っております。現在はリニューアルした部分をデジタルカメラで撮影して、動画にまとめる作業を行っております。
 この動画にまとめる中で、リニューアルの様子を編集した動画を、「大改造劇的ピフォーアフター」風にしたいということになりました。その中で、流れるBGMを松谷卓様が作曲の「TAKUMI / 匠」を使用したいと考え、今回このようなメールをさせていただきます。

この取り組みは著作権教育もかねているため、生徒たちには著作権についても考えさせたいという、ねらいがございます。その中で、CDの音源をそのまま使うのは音源使用料の面で難しいということもあり、今回は楽譜から、ピアノの得意な生徒が演奏をし、収録したものを動画に入れようと考えております。実はジャスラックで調べたところ、CDの音源についてはジャスラックが管理をしていることはわかったのですが、作曲者である松谷卓様の著作権については、どこにお願いをすれば良いのか明記されておりませんでした。そこで、今回このようなメールをさせていただき、もしよろしければお答え願えればと考えました。
 内容は以下の通りです。
 使用楽曲 「TAKUMI / 匠」
 使用場所 生徒自作VTR(約3分程度が4本)
 使用形態 楽譜を本校生徒が演奏し収録を行う
 公開場所 本校「情報C」webサイト
 公開期間 約1ヶ月(なお本校は来年3月で閉校になります)
 お答え願いたい内容は以下の通りです。
 許諾が得られるのかどうか(その条件について)
 許諾していただける場合、その費用はどの程度になるのか

音源の収録

収録は10月31日の夜、体育館のピアノで演奏し、放送部の生徒が収録、音源を作った。(資料8、9参照)



(資料8) 音源の収録風景



(資料9) 音源の収録風景

許諾交渉

収録から数日後、メールの返事が届いた。その内容は、問題なく使用させていただけるというものであった

その後、出版社の方にも確認していただき、正式に許諾をいただくことができた。(以下、メール内容一部抜粋)

会津拓也様
 初めまして。
 松谷卓のマネージメントを行っておりますワープの鷺谷と申します。この度は下記メールをいただきましてありがとうございました。
 お問い合わせの内容につきまして、松谷、並びに弊社は特に問題ございません。
 但し、楽曲管理を行っております出版社にも確認を致しますので確認が取れましたら、改めてご連絡をさせていただきます。
 よろしくお願致します。

Warp And Associates

鷺谷弘美 様

おはようございます。

北海道紋別北高等学校の会津拓也です。

早速ご検討いただき、このような嬉しいお返事に感謝いたします。また、出版社の方にもご確認いただけるということで、どうかよろしくお願ひいたします。

今回のやりとりにつきましては、著作権を学ばせる貴重な教材として活用させていただきたいと思ひます。

これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

会津拓也 様

こんにちは。

ご連絡が遅くなりまして誠に申し訳ありません。

楽曲使用の件ですが、出版社側でも特に問題はございません。

又、特に費用等が発生するという事もございません。

素晴らしい作品を完成させてください。

今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。

生徒たちは今回の許諾交渉のやりとりに一喜一憂していた。そして、許諾を得られ実際に作品が仕上がった時、他の活動では味わえない喜びを覚えた。それは、著作権についての知識を身に付けているからこそ味わえる喜びであった。また、著作物を正々堂々と胸をはって使えるという体験もできた。この成果についての意味、価値を理解するためには、しっかり著作権について学ぶ必要がある。これこそ知的好奇心を刺激した取り組みではないかと考える。

このやりとりの内容はメイキングとしてWebサイトに公開し、生徒たちの取り組みを財産として共有している。

(資料10参照)



(資料10)スライドショーメイキング

その後、JASRAC管理曲であることが判明しましたので、許諾申請し許諾を得ました。

JASRAC 許諾第 J090216117 及び JASRAC 許諾第 J090216118

9時間目：課題解決学習 = 「発信する」

著作権に関するニュースをレポートする

最近のニュースで、著作権にかかわるものを1つ上げて、レポートを作成した。その中で必ず、著作権法の何に関係したものなのか、具体的にあげ、さらにそのニュースに対しての考えをまとめることを条件に取り組んだ。

著作権の授業も9時間目となると、著作権についての知識もかなり身に付いているため、意欲的に取り組むことができた。

<提出レポートより(一部抜粋)>

私が調べた最近のニュースは、携帯電話の「無料着うたフル」と称し、音楽を著作権者に無断で配信したとして、サイトの運営者2人を著作権法違反容疑で逮捕したというニュースです。

このニュースはたぶん、複製権、公衆送信権の侵害に関係していると思ひます。

私もこのような着うたフルをダウンロードするサイトで、着うたをダウンロードしたことがあるので、正直驚きました。このサイトは利用者にとっては便利なので、あまりなくなってほしくないですが、違法行為なので、きちんと著作権者に許諾を得てから、このようなサイトを作っ てほしいと思ひました。

10時間目：まとめ

著作権から学んだこの社会のかたちとは

最終回の授業では、生徒たちが作成した著作権クイズに取り組み、著作権を学んだ感想についてまとめた。そして、授業のまとめとして、以下の言葉を板書し、説明を行った。

<授業で伝えたこと(板書内容)>

アイディアは多くの人に認められて作品となる。

- ・アイディア(創る人): 社会の財産となっている自覚
- ・多くの人(使う人): ルールを守って作品を育てる

今回の取り組みを終えて、生徒の感想からこの社会のかたちを実感できた。作品を世におくり出した瞬間から、社会の財産となっていること。また、無断の複製がどれだけ被害を受けるのか。

さらに、生徒1人1人が社会とつながっている感覚を感じることができた。著作権教育は、単なる著作権を使ってはだめという教育ではなく、社会のしくみを学ぶ素晴らしい教材である。(以下、生徒の授業感想文より一部抜粋)

・DVDなど、いろいろな著作権を学んで少し反省しました。私は高校3年生にもなって「クレヨンしんちゃん」がとっても大好きです。映画のDVDを全部持っています。でもそれは全部コピーしたものです・・・。個人的に楽しんでいるものですが、友達に貸したり、あぶなく友達にコピーしてあげてしまうところでした。他にもレンタルしてきたDVDやCDをよくコピーして好きな曲だけ集めたり、友達にあげたりするので、今回の授業で知らなかったことがわかったので、今までやってきた行動を反省して、これからは少し気をつけていこうと思ひます。

・おじゃる丸の著作権関連サイトが印象に残っています。情報の授業で著作権について学ぶまで、こういうサイトがあることは知らなかったし、クイズとかもあつたりして楽しく学べていいと思ひました。

3 成果と課題

(1) 成果

無償で利用できる教材を活用することは、著作権教育にとって有効な手段である。

インターネットを活用して情報を共有することで、効果的な取り組みができる。

社会のしくみについて、様々な角度からのアプローチができる教材が著作権教育である。

(2) 課題

今回は作曲者から許諾をいただくことができた。しかし、かならずしも常に許諾を得られるわけではない。今回は、許諾を得られなかった場合についてのアプローチができなかった。また、今回の教材は近隣の高校の先生方に見ていただき、使用していただく予定である。

著作権の仕組みは確かに複雑である。しかし、基本的な原則はひとつしかない。「著作物を無断で使用してはいけない。」これだけである。しかしそのまわりにはたくさんの解釈がある。しかし様々な解釈について議論をすることは、コミュニケーション能力や情報活用能力など、単なる知識を身につける以上の教育的効果があると思ひます。